

# 「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する 有価証券上場規程の特例」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

- ・ 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の  
一部改正新旧対照表 ..... 1
- ・ 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の  
取扱いの一部改正新旧対照表 ..... 5

**株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p><b>株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この特例は、<u>株式会社地域経済活性化支援機構</u>（以下「<u>地域経済活性化支援機構</u>」という。）が<u>再生支援決定</u>（<u>株式会社地域経済活性化支援機構法</u>（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する<u>再生支援決定</u>をいう。以下同じ。）を行った会社（<u>再生支援決定</u>が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（<u>株式会社地域経済活性化支援機構法</u>第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「<u>被支援会社</u>」という。）の発行する株券について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)</p> <p><b>第2条</b> 被支援会社の発行する株券が、<u>再生支援決定</u>が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であつて、かつ、<u>地域経済活性化支援機構</u>が当該会社の<u>再生支援決定</u>を公表した日から<u>5年以内</u>に開始する事業年度（<u>地域経済活性化支援機構</u>が当該会社の<u>再生支援決定</u>に係る<u>全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。</u>）を直前事業年度として当該会社が<u>その発行する株券</u>の上場申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>2 被支援会社である上場会社が、<u>地域経済活性化支援機構</u>が当該上場会社の<u>再生支援決定</u>を公表した日から<u>5年以内</u>に開始する事業年度（<u>地域経済活性化支援機構</u>が当該上場会社の<u>再生支援決定</u>に係る<u>全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開</u></p>	<p><b>株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この特例は、<u>株式会社企業再生支援機構</u>（以下「<u>企業再生支援機構</u>」という。）が<u>支援決定</u>（<u>株式会社企業再生支援機構法</u>（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する<u>支援決定</u>をいう。以下同じ。）を行った会社（<u>支援決定</u>が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（<u>株式会社企業再生支援機構法</u>第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「<u>被支援会社</u>」という。）の発行する株券について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)</p> <p><b>第2条</b> 被支援会社の発行する株券が、<u>支援決定</u>が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であつて、かつ、<u>企業再生支援機構</u>が当該会社の<u>支援決定</u>を公表した日から<u>3年以内</u>に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が<u>当該株券</u>の上場申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>2 被支援会社である上場会社が、<u>企業再生支援機構</u>が当該上場会社の<u>支援決定</u>を公表した日から<u>3年以内</u>に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適</p>

始するものを除く。)を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) (略)

(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)

**第3条** 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合(当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の末日から1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。))の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあっては、債務超過の状態となった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内(dに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) (略)

(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)

**第3条** 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合(当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の末日から1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあっては、債務超過の状態となった場合であって、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内(dに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a～c (略)

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

(株券上場廃止基準の特例)

**第4条** 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなかったことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a～c (略)

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

a～c (略)

d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

(株券上場廃止基準の特例)

**第4条** 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなかったことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a～c (略)

d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態であることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなかったことが確認できたとき。）ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態であることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a～c （略）

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

付 則

この改正規定は、平成25年3月28日から施行する。

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態であることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなかったことが確認できたとき。）ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態であることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a～c （略）

d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

**株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

新	旧
<p><b>株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</b></p> <p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が<u>地域経済活性化支援機構</u>による<u>再生支援決定</u>を公表した日から<u>5年以内</u>に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」とあるのは「「1年以内（当該期間が<u>地域経済活性化支援機構</u>による<u>再生支援決定</u>を公表した日から<u>5年以内</u>に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「<u>再生支援決定</u>があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。</p> <p>(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定</p>	<p><b>株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</b></p> <p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が<u>企業再生支援機構</u>による<u>支援決定</u>を公表した日から<u>3か年以内</u>に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」とあるのは「「1年以内（当該期間が<u>企業再生支援機構</u>による<u>支援決定</u>を公表した日から<u>3年以内</u>に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「<u>支援決定</u>があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。</p> <p>(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定</p>

替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公

替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等

認会計士等により検討されたものであること  
について当該公認会計士等が記載した書面

(2) (略)

### 3 第4条(株券上場廃止基準の特例)関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)(同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この3において同じ。)の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定等があつたことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があつたことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

(b) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日

により検討されたものであることについて当  
該公認会計士等が記載した書面

(2) (略)

### 3 第4条(株券上場廃止基準の特例)関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)(同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この3において同じ。)の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定等があつたことを証する書面」とあるのは「支援決定があつたことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

(b) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日



の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までの区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 株券上場廃止基準の取扱い5の規定にかかわらず

の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までの区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 株券上場廃止基準の取扱い5の規定にかかわらず

ず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次の a から c までのとおり取り扱うものとする。

a 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a)・(b)（略）

(c) 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文（かっこ書を除く。）又は第2条の2第1項第4号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する当取引所が適当と認める場合に限る。この場合における当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前(1)において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(4)dの(a)の規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき

b・c（略）

付 則

この改正規定は、平成25年3月28日から施行する。

ず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次の a から c までのとおり取り扱うものとする。

a 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a)・(b)（略）

(c) 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文（かっこ書を除く。）又は第2条の2第1項第4号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する当取引所が適当と認める場合に限る。この場合における当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前(1)において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(4)dの(a)の規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、企業再生支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき

b・c（略）